



余市町観光振興審議会委員の募集

余市町観光振興審議会とは、本町の観光振興に関する事項を調査審議するとともに、町長の諮問に応じ必要な意見を述べる事ができる町長の附属機関です。また、「余市町観光振興計画」（現計画の計画期間は5年）の策定にあたっては、この審議会に諮ることとされています。

このたび、当審議会の次期委員を一般公募しますので、本町の観光振興に興味のある方の応募をお待ちしています。応募詳細は、町ホームページをご覧ください。

応募締切：3月21日（金）

問合せ 商工観光課 観光振興係 ☎21-2125



令和6年度一般会計補正予算（第8・9号）の概要

令和7年余市町議会第1回臨時会および第2回臨時会において可決されました令和6年度一般会計補正予算（第8・9号）の概要をお知らせします。

○補正予算の状況（第8号）

人事院勧告に伴う経費の補正計上として6,269万7千円を増額し、補正後の予算は120億3,893万1千円となりました。

○補正予算の状況（第9号）

国の補正予算に伴い物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業として実施する各種事業の補正計上と、令和5年度に実施した子育て世帯生活支援特別給付金にかかる事業費及び事務費に関する国庫補助金返還金の補正計上として2億4,341万4千円を増額し、補正後の予算は122億8,234万5千円となりました。

主な歳出の補正内容（第9号）

低所得世帯物価高騰対策給付金	1億2,300万円	高齢者物価高騰対策給付金	3,319万円
定額減税補足給付金	3,500万円	社会福祉施設等物価高騰対策助成金	3,385万2千円

今回掲載している令和6年度補正予算について、町ホームページにて詳細を掲載しています。

問合せ 財政課 財政係 ☎21-2114



水道に関するお知らせ

○水道の手続きはお早めに！！

引っ越し等で水道を使用開始・使用中止する際は次の手続きが必要です。

使用開始：役場の窓口で手続き（身分証明書、手数料700円必要）

使用中止：役場の窓口・電話・余市町LINE公式アカウントで手続き

3月・4月は転居が多い時期のため窓口や電話が大変混み合いますので、早めのご連絡・お手続きをお願いします。なお、使用中止の手続きを行うまで、水道料金（基本料金）は発生しますのでご注意ください。

○水道料金のお支払いは便利な口座振替がお勧めです

水道料金のお支払いは、便利な口座振替をお勧めしています。

次の余市町内金融機関窓口にて手続き用紙がありますので、通帳印・口座番号がわかるもの（通帳等）をお持ちになり、手続きをお願いします。

金融機関窓口：北海道信用金庫、北洋銀行、ゆうちょ銀行、余市町農業協同組合、余市郡漁業協同組合

○水道料金の納期内納付をお願いします

水道事業は、水道料金をもとに事業を運営しており、料金の滞納は事業の運営に支障をきたすため、納期内の納付をお願いします。

料金の支払いが遅れる場合は水道課までご相談をお願いします。

問合せ 水道課 業務係 ☎21-2130